

令和3年12月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	高宮光敏
委員会開催日	令和3年12月16日(木)、17日(金)
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄 [委員] 吉田英策 伊藤達也 星公正 紺野長人 円谷健市 小林昭一 宮下雅志 青木稔



高宮光敏委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…7件
※[知事提出議案はこちら](#)
- (2) 請 願：採 択…1件
※[請願はこちら](#)

(12月16日(木) 企画調整部)

伊藤達也委員

企画8ページ、生涯学習推進費の東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業について聞く。先ほどの説明では、年間所要見込みによる補正は貸切りバス経費の補助で、東日本大震災・原子力災害伝承館に来館する学校数が当初の想定を上回ったためとのことだが、年間見込み及び実績を詳しく聞く。

生涯学習課長

学校の教育活動で同伝承館に来館する小中学校や高校等に対するバス経費補助であるが、本年12月10日現在で134件を交付決定している。バスの台数に換算すると302台、人数にすると8,750名の児童生徒に相当する補助を行っている。年度を通した学校教育における同伝承館見学のニーズ等を捉えて、今回は年間所要見込みにより478万1,000円を補正計上している。

伊藤達也委員

私も同伝承館には何回も足を運んでいるが、特に県外の人々に本県の光と影の部分を伝えるには大変有効な施設であると実感している。このバス経費補助の対象は、県内の学校なのか。

生涯学習課長

県内の小中学校や高校等での学校教育活動における同伝承館の見学を対象としている。

伊藤達也委員

子供たちにしっかりつないでいくためには必要な事業だと思う。今後新型コロナウイルス感染症が落ち着き県外の人々との交流が再開した暁には、県外の子供たちにも教育旅行で見学してもらいたいと思うため、その辺も含めた検討を提案する。

星公正委員

議案第 29 号、県の行う建設事業等に対する市町村の負担について聞く。事業費約 7 億円のうち半額を福島市に負担させるとのことだが、福島市にとってはかなり厳しいのではないかと。県が照明設置を要請し、費用の半額負担を福島市に求めているのか。また、残る半分の事業費は県が独自の予算で負担するのか。

次長（地域づくり担当）兼地域政策課長

あづま陸上競技場魅力創出事業は、国の地方創生拠点整備交付金を活用して昨年度の 2 月補正で計上した事業である。当該事業については、以前から福島ユナイテッド FC のホームタウンである福島市からの積極的な提案を受けて協議を進めてきた結果、県と福島市が共同で地方創生拠点整備交付金を申請して採択された。両者 2 分の 1 ずつの負担として申請していたことから、事業費に対する負担金額も福島市の了承の下、両者で 2 分の 1 ずつ負担する議案となっている。

吉田英策委員

先ほどの説明を聞いて、企画調整部は多岐にわたる部署で様々な業務が行われていることを改めて理解した。今後ともよろしく願う。

議案第 40 号及び第 41 号について、これらは自主避難者に関する議案ではないのか。自主避難者に対する住宅無償提供は 2017 年 3 月で終了したが、県は家賃を支払った場合につき 2019 年 3 月までの 2 年間を入居可としたため、居住者がいた。並行して、その 2 年を過ぎても退去できない場合は、損害賠償として 2 倍の家賃を請求するとの契約を締結したようだが、この入居者の中には、契約に至るまでの説明が不足したまま締結したケースはあるのか。

生活拠点課長

議案第 40 号の相手方は自主避難者ではない。議案第 41 号の相手方については、2 年間の経過措置としてセーフティーネット契約を締結したが、契約に当たっては事前に意向確認を行った上で使用申請書及び誓約書の提出を受け、契約を締結してから入居に至った。契約書及び誓約書には、2 年間で退去する旨の記載があり、契約書も 1 年間ごとに更新する形で最大 2 年間までとして実施した制度であるため、契約相手方は十分理解した上で入居したと思っている。

吉田英策委員

現在、国家公務員宿舎に入居している世帯数及び 2 倍家賃を請求している世帯数を聞く。

生活拠点課長

今年 12 月 1 日現在、セーフティーネット契約を締結した上での入居者は 31 世帯

である。そのうち2倍家賃を請求しているのは、24世帯である。

吉田英策委員

議案第41号について詳しく聞くが、このような判断に至る上では、実情をよく把握することが必要だと思っている。この相手方2名の家族構成や現在の就労状況、心身の健康状態は把握しているのか。

生活拠点課長

個別に説明すると個人情報に関係するため、一括して説明する。県が把握している中では収入がある者もいるが、中には弁護士に対応を委任している者もあり県が本人と直接対話できる状況ではないため、最新の情報を把握していない者もいる。

吉田英策委員

このような滞納はいつから始まっているのか。併せて、2倍家賃での請求による滞納額も聞く。

生活拠点課長

応急仮設住宅の供与終了後は2年間の経過措置としてセーフティーネット契約を締結したが、議案第41号の2名は2年間の者もいれば1年間だけの者もいる。また、家賃の未納額は2名合わせて約460万円である。

吉田英策委員

先ほども述べたが、相手方にきちんと説明して了解を得た上で契約を締結しているのが問題だと思う。話し合いを続けてきたとは思いますが、なぜ民事調停を申し立てなければならないのか。

生活拠点課長

何十回も訪問、連絡を試みているが、相手方からの応答回数は非常に少ない。先ほども述べたが、相手方の中には既に弁護士に委任している者もあり、県が直接連絡を取れない状況である。また、収入が増えれば都内の物件を探す等の非現実的な主張を繰り返しており、自主的な転居が見込めない。都営住宅の入居案内等も随時送付しているが、そのような物件にも応募しないため、民事調停申立ての提案もやむを得ないと判断した。

吉田英策委員

何十回も話をしてきた、中には弁護士を立てている相手方もいるとの説明であった。弁護士とは直接話ができると思うが、そのような努力はしてきたのか。

生活拠点課長

退去を求める文書だが、弁護士に委任している世帯には受任弁護士を通じて送付している。また、先ほど述べた都営住宅や住宅相談会の案内等についても弁護士を通じて渡しているが、県からの連絡に対して弁護士から反応がないのであれば、それは避難者からの反応がないと判断せざるを得ないと思っている。

吉田英策委員

やはり、丁寧な対応が必要ではないか。また、議案第42号に係る相手方は退去したものの、退去までの期間に係る2倍家賃を含む使用料が請求されていると推測するが、金額を聞く。併せて、退去後の生活状況も説明願う。

私は、このような明渡しを求める調停を行ったとしても、避難者の生活の実態に

寄り添うことが必要だと思う。先ほど健康状態や心身状況について聞いたが、もしも心身ともに病んでいるのであれば、このような対応をするべきではない。前回9月定例会でも同様の議案が提出されていたが、現在はコロナ禍であり、さらにこれから年末年始を迎える時期ではないか。そのような時期にするべき対応ではないと思っている。

今後同様の民事調停を予定している人々について、心のケアも含めた支援との点はどのように考えているのか。

生活拠点課長

議案第42号の相手方について指摘があったが、当該相手方は議案説明資料に記載している新たな住所地に居住して勤務し、一定の収入は得ていると聞いているため、生活状況に不安を抱えているとは思っていない。また、未退去者の中で健康状態に不安のある者がいる場合は、例えば区の保健福祉関係の部署や心のケアセンター等の関係団体と連携しながら対応している。今後も同様に対応していきたい。

吉田英策委員

健康状態についても聞いているとのことだが、県が直接確認していないような答弁だと感じた。やはり、相手方の健康状態や生活状況をしっかり把握することが必要ではないか。また、2019年から2倍家賃を請求しており、同時に親族にも文書を送付していたはずである。確認するが、その文書には滞納金額や退去のための協力を求める文言、そして法的手段に訴える旨の文言が記載されていたのか。

生活拠点課長

親族への送付文書は、応急仮設住宅の供用終了から4年以上、加えて県が経過措置として設けたセーフティーネット契約事業終了からも2年以上が経過していた。また、本人ともなかなか連絡が取れない状況だったことから、転居に向けた支援の意向確認や解決を図るための一手段として親族に文書を送付した。

吉田英策委員

親族に送付した文書には、滞納金額や退去に向けた協力を求める文言、法的手段による旨の文言は記載されていたのか。

生活拠点課長

法的手段についても記載されていたと記憶している。

吉田英策委員

避難者に二重三重の苦しみを押しつけることになるため、このような対応は行うべきではなかったと思っている。

ここで、避難者の手記を紹介する。

原発事故の後、単身で避難してあっせんされた住宅が国家公務員宿舎だった。避難生活を続けやっと落ち着ける住宅を得た。パートや契約社員として働いてきたが、心のバランスを崩し1年間ほど働けなくなった。しかし、今はパートで何とか食いつないでいる。月収は10万円程度である。

こう述べている避難者もいるが、このような事実は把握しているのか。

生活拠点課長

世帯ごとの詳しい収入状況等までは把握していない。

吉田英策委員

手記を続けて紹介する。

県は丁寧に寄り添うと言うが、住宅に関する相談会は、住宅あっせん業者を連れてきて避難者に相談するだけ、あとは何もない。

こう述べている避難者もいるが、県はこのような対応を行っているのか。

生活拠点課長

そのような対応だけではなく、生活困窮世帯には生活困窮者支援への住居案内に詳しい不動産会社の協力を得て住居案内等も送付している。また、例えば10月にも文書を送付しているが、届いた回答の中には現在の国家公務員宿舎と同額の家賃で東京23区内や江東区内の物件を希望する内容もある。県もその希望に沿って不動産会社等に確認したが、江東区の湾岸エリアで国家公務員宿舎と同条件の物件はなかなか厳しいため、例えば隣県の千葉県や埼玉県など首都圏内での物件も検討してもらえないか考えている。

吉田英策委員

前回の定例会では5世帯に対して民事調停の申立てに係る議案を提出していたが、その後申立ては行ったのか。

生活拠点課長

前回定例会で議決された案件は、既に他の訴訟を担当している法律事務所に依頼した。

吉田英策委員

一般的事項で改めて聞く。原発事故で避難を余儀なくされた世帯に対して県が明渡しを求めたり2倍家賃を請求することは、私はとんでもないことだと思っている。やはり、避難者一人一人の生活実態をきちんと把握した支援こそが必要ではないか。原発災害からの復興は長期間かかり、支援も長期にわたるため、実態をしっかり調査した上での誠実な話合いが求められると思う。議案第41号及び第42号は議決すべきではないと述べて、質疑を終わる。

宮下雅志委員

企画3ページ、「歳時記の郷・奥会津」活性化事業の減額補正について聞く。当初予算において、歳時記の里基盤整備事業として1億4,130万1,000円が計上され、三島町、昭和村、檜枝岐村と並んで只見町が事業計画を申請していたが、電源立地地域対策交付金については恐らく前年度中に申請して当初予算に計上しているはずである。通常は年度中に減額補正が発生することはあまり考えにくいと思うが、減額補正に至った経緯を聞く。

地域振興課長

只見川電源流域振興協議会等ではハード事業やソフト事業を実施しており、委員指摘のとおり、当該交付金の補助対象として只見町の道の駅整備事業も計画されていた。当初、道の駅は只見駅前に立地する計画であったが、町が昨年度にかけて開催した道の駅検討委員会において、委員から周辺環境への騒音等に対する異議が出たため、町は立地場所も含めて再度検討し直すこととなった。その結果、年度途中で補助申請を取り下げの旨の連絡を受けた。

宮下雅志委員

只見町で動きが出たためやむを得ない状況であったと思うが、例えば今後立地場所を含めた協議がある程度まとまり、改めて計画の申請を受けた場合はどうなるのか。今回は事業実施まで至らなかったが、改めて計画が申請された場合、県はゼロベースで受ける形を考えているのか。

地域振興課長

このハード事業に係る整備計画は、只見川電源流域振興協議会が策定している。今年度中に計画の見直しが予定されており、その中で只見町の道の駅についても位置づけられるが、最終的には当該協議会における協議の中で順位が決定される予定である。

宮下雅志委員

只見川電源流域振興協議会で計画内容を確定した場合は、県として改めて取り上げると理解してよいか。

地域振興課長

そのとおりである。

紺野長人委員

今ほど説明があった福島県再生可能エネルギー推進ビジョンに関して、現在世界的にはCO₂の排出をいかに抑えるか、そして地球温暖化の進行をいかに抑制していくかが課題になっている。この点を踏まえると、同ビジョンの「第4 再エネ導入拡大」には、県が実施する取組や取組の成果として、本県のCO₂排出抑制量など県民が見て分かりやすい説明や内容があってもよいのではないか。そんなに難しいことではないと思うため、ぜひ検討するよう願う。

例えば水素社会が実現した場合、水素エネルギーが実は化石燃料が由来であったということでは、どうにもならない。その辺も含め、県の取組が県民から評価される内容の記載となるべく、ぜひ検討するよう要望する。

吉田英策委員

福島県過疎・中山間地域振興戦略について聞く。今、過疎地域の振興や人口流出をいかに防ぐかが重要だと思っている。資料の「2（3）働く場の確保」には通年雇用の確保と記載があるが、どのような考えか。また、「3（4）里山の保全と自然との共生」について、原発事故後は里山除染が必要だと言われているが、その観点はあるのか。

地域振興課長

まず通年雇用についてである。過疎地域には外部から移住者等が来ているが、通年で雇用される環境がなかなか整っていないとの課題がある。中には農業の傍らでゲストハウスの営業やライター業に携わるなど、マルチワーカーとして働いている人も多く見受けられる。

そのような状況の中、総務省が昨年度から特定地域づくり事業協同組合制度を開始した。本県では金山町が第1号として、今年5月に複数の事業者が共同で奥会津かねやま福業協同組合を設立した。移住者や地域づくり協力隊員のOB等も組合員となり、例えば上半期は宿泊業、下半期は除雪の仕事を行うなどして、通年で安定

的に雇用できて収入も確保する取組が進んでいる。今後の過疎地域においては、やはり働く場の確保が一つの課題であるため、このような制度等も活用しながら振興を図っていく考えで記載した。

次に、里山保全と自然との共生についてである。確かに除染の課題もあるが、今回の過疎・中山間地域振興戦略は全県的な内容であるため、あくまでも自然環境に係る意識向上を目的とした内容としている。

吉田英策委員

続いて、再生エネルギー推進ビジョンについて聞く。資料には基本方針として4つの柱が示されているが、再生可能エネルギーの推進は本当に重要であると思っている。同時に省エネルギーも必要な観点であると思っているが、その観点はビジョンに盛り込まれていないのか。

水素エネルギーを製造するためには一次エネルギーが必要であるが、現在浪江町の水素製造施設では、再生可能エネルギー由来の水素を製造している。当該ビジョンでは水素社会の実現を掲げているが、その施設で製造する水素は、水素社会の実現にどのように貢献するのか。様々な場面で水素が使用されており需要に追いつかないと思うが、どうか。紺野委員も述べたように、化石燃料を由来とした水素エネルギーであれば県が目指す理念とは全く反するのではないかと心配するが、どうか。

エネルギー課長

省エネルギーについては、現在の世界的なカーボンニュートラルという潮流の中で、再生可能エネルギーと一体的に進める見方がなされていると認識している。省エネルギー自体は国の地球温暖化対策計画や法律、生活環境部所管の地球温暖化対策推進計画において考え方が示されていると思う。

委員指摘のとおり、再生可能エネルギーはカーボンニュートラルの達成と密接に関わっている。また、今回のビジョンにおける省エネルギーの位置づけについては、「第6 持続可能なエネルギー社会」においても、省エネルギーの徹底という項目で記載している。特に再生可能エネルギー関連では、公共施設への率先導入としてZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）化があり、土木部が現在基準作成を進めている。各部局が連携して省エネルギーと再生可能エネルギーの導入を一体化した公共施設におけるZEB化の推進に取り組んでいくと考えている。そのような横の連携を密にしながら省エネルギーを含めたあらゆるエネルギーに関する内容を盛り込んだビジョンとしているため、ビジョンが完成した際は本編を確認願う。

次に水素エネルギーについてである。浪江町のFH2R（福島水素エネルギー研究フィールド）では、定格運転時で年間900tの水素を製造しているが、あくまで実証施設であり工場ではないため、使用には一定の制限やNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）との協議を要する。

なお、東京オリンピック・パラリンピックでは、浪江産の水素が活用された。また、いわき市の商用定置式水素ステーションには月5回程度トレーラーで水素を搬入しているが、そのうち約1～2回分はFH2Rで製造した再生可能エネルギー由来の水素である。このようにFH2Rで製造された水素も有効活用しながら、引き続き県民に水素の利活用を図る取組を行っていく。また、今後多数の実証事業が進

められるため、県としても関わりを持ちながら水素社会の実現に向けて取り組んでいきたい。

星公正委員

先ほど触れていた、特定地域づくり事業協同組合制度について聞く。この組合が地域を支えるとの考え方自体はよいと思うが、奥会津を例に挙げて述べる。建設業や林業、トマト栽培等で人材を派遣する場合、トマト農家には派遣が可能だと思うが、建設業や林業では法の規制で派遣できないのではないかと。特に冬期間の除雪対応は建設業者が請け負っているが、人材派遣は困難なのではないか。今後は国に要望して例外規定の制定に努めるよう願うが、どうか。

地域振興課長

特定地域づくり事業協同組合制度は労働者派遣法がベースとなっており、その中で建設業や林業の実働に対する禁止規定があるのは承知している。この制度は昨年度から開始しており、恐らく地域ごとの課題は今後出てくると思うため、県としてはそのような課題を丁寧に把握しつつ、タイミングを見て国や関係機関に要望していきたい。

円谷健市委員

再生可能エネルギー推進ビジョンに関連して聞く。本県は再生可能エネルギー先駆けの地を目指して取り組んできており、現在も様々な施策を行っている。ただ、私だけかもしれないが、その先駆けの地を目指して行き着いた先の、本県の将来の姿がぴんとこない。私は、エネルギーの地産地消に力を入れていくことも一つの方法だと思っている。循環型社会への転換や水素社会の実現が達成されても、県民の生活がどのように変わるかがぴんとこない。私以外にもそう考えている者はいるのではないかと。その辺も含めて、先駆けの地を目指す本県の再生可能エネルギーの取組には将来的な姿やビジョンがない気がするが、どうか。

エネルギー課長

震災後は、本県復興の主要な政策として再生可能エネルギーを推進してきた。先ほど説明したように、数字上は目標達成に向けて着実に進んでいる。このような状況はこれまでも発信しており、徐々に認識が浸透していると思っている。ただし、委員指摘のとおり、再生可能エネルギーが推進されると県民の生活は具体的にどのように改善されるのかとの声は様々な場面で聞くため、しっかり受け止めた上で、再生可能エネルギー推進の施策の在り方や成果を効果的に発信し、県民に未来の社会を感じてもらおう点にしっかり重きを置いて今後とも取り組んでいきたい。

資料に記載しているが、復興理念である「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」は、ぶれない部分である。また「発展可能」もポイントであり、再生可能エネルギーの先駆けにより産業を集積して、県民の豊かな生活を目指している。現在は風力エネルギーにおけるメンテナンス産業などの新たな分野も誕生しているが、水素エネルギーも産業として先駆けることによって利益を得ることも重要な視点であるため、その辺もしっかり考慮した施策の構築や制度設計を進めていきたい。

繰り返すが、水素社会のイメージについては、再生可能エネルギー推進ビジョン

や再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランで示すとともに、また様々な広報媒体等を活用して踏み込んだ内容を発信していきたい。

宮下雅志委員

円谷委員の質問に関連して聞く。前回の定例会中も、企画調整部長と再生可能エネルギーについて議論してきた。私が企画環境委員に選任されたのは10年ぶりであるが、今から10年前は東日本大震災直後であり、本県の復興をどのように進めていくかをとにかく議論していた時期である。

本県の復興理念である「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」は、他県の理念とは全く別次元だった。つまるところ、原発事故による負のイメージをどのようにすれば払拭していけるか、地域の発展にどのようにつなげていくかを真剣に議論した。その中で、対極にある安全な自然エネルギーや再生可能エネルギーの先駆けの地である本県を世界に向けて発信できるようになることが、原発事故による負のイメージの払拭につながるのではないか、そのためには再生可能エネルギー先駆けの地を何としてでも実現しようという地点からスタートしている。現在の国の施策や他県の再生可能エネルギー導入の次元とは、本県はスタート地点から違っていたとの点をしっかり認識していくことが重要だと思う。

当時は、取りあえず大量導入を目指して数値目標を掲げて議論していたが、その議論の関係者間には、大量導入だけが先駆けの地ではないとの共通認識があった。当然、産業集積も必要だが、福島モデルと言われるような世界に誇れる新たな再生可能エネルギーシステムを本県から発信していくほどの気概を持って取り組まなければ、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、ひいては原発事故による負のイメージ払拭にはならないだろうとの思いが、小林委員も含む当時の委員の共通認識であった。

震災から10年が経過し、どうも大量導入の点だけが大きくクローズアップされているが、それがあたかも先駆けの地の最終目標のように言われることには違和感がある。そうではなく、先ほど円谷委員が述べたように世界に発信する仕組みを本県から構築していくとの気概を持って再生可能エネルギーに取り組まなければ、とてでもないが先駆けの地と言える社会は実現できないと思ってしまう。この再生可能エネルギー推進ビジョンの基本理念として復興理念がしっかり中心に据えられた点は非常に評価すべきだと思っており、エネルギー課長もぶれないと述べていたので、ぜひともしっかりと取り組んでもらいたい。

資料には導入目標と導入拡大が非常に細かく記載されているが、最も重要だと思われる持続可能なエネルギー社会、その中でも円谷委員が述べた地産地消を含め地域でのエネルギーの活用やスマートコミュニティの構築に関する記載が寂しいとの印象を持った。水素社会という新たな視点も盛り込みつつ、再生可能エネルギーを支える柱の一つである水素の利活用についても、さきの定例会の質問において企画調整部長が答弁してしっかりと意識していることは確認しているため、この部分に集中して取り組み、何とか本県から新たな仕組みやシステムを生み出すとの気概を持って再生可能エネルギーの事業を進めるよう願うが、どうか。

エネルギー課長

震災直後に再生可能エネルギー 100 %や復興理念について真剣に議論された経過は、しっかりと受け止めたい。資料にある持続可能なエネルギー社会についてだが、「社会」の部分は当初は「システム」としていた。再エネ導入拡大と産業集積、水素社会はもっと加速するとの意味だが、それをしっかり支えるには持続可能なエネルギー社会のシステムが重要である。また、宮下委員が福島モデルを生み出すとの気概を持ってと述べていたのは、まさにそのとおりである。固定価格買取制度が終焉を迎えるに当たり、地産地消の動きが本格化する。カーボンニュートラルにより、企業や店舗が再生可能エネルギーや省エネルギーを導入しないと商売できない、あるいは融資を受けられない世界が間もなくやってくる。その辺を踏まえ、宮下委員の言葉を重く受け止めて福島モデルの構築に努めたい。また、国の実証事業においては、地元や県内企業の取り込みが重要だと思っているため、国の実証事業が先進的な内容であっても、地元の住民や県民とともに具現化に向けて取り組んでいきたい。

宮下雅志委員

ぜひともそのような視点で継続して取り組むよう願う。

また、これまで行われてきた国、県の施策をしっかりと検証していくのも重要な視点である。国が行ってきた浮体式洋上風力発電の実証事業は撤退に至ったが、事業開始当時は再生可能エネルギー導入の仕組みやシステムにおける議論の中でも浮体式洋上風力発電は非常に重要な位置づけにあった。福島県沖で実施された世界初の浮体式洋上風力発電の実証事業には非常に大きな期待がかけられたが、採算性等の様々な課題が見えてきた中で実証事業がストップし、当該発電機も撤去されることとなった。

県の立場としては、撤退となったから終わるのでなく、もう少しでも実証事業の検証をしっかりと行うべきではないか。将来的に浮体式洋上風力発電が本県にとって有利な手段であるかどうかの検討や、陸上における風力発電との比較など、先を見据えて実証事業の検証をしっかりと行うべきだと思うが、考えはあるか。

エネルギー課長

洋上風力発電の実証事業については商工労働部所管であるため、再生可能エネルギーに関した範囲で説明する。洋上風力発電に係る実証事業だが、装置自体の採算性等を踏まえて現在撤去作業が行われている。また、並行して国が検証結果の最終的な取りまとめを行っているため、委員指摘のとおり検証をしっかりと踏まえて次のステップに移行したいと思っている。本県沖の風況は青森県や秋田県と比較すると弱いと思うが、現在進んでいる技術革新や漁業との共生を踏まえた取組を検討していく旨を改定ビジョンに盛り込んでいる。洋上風力発電をはじめこれまでの再生可能エネルギーの実証に係る結果等は、有識者会議などで振り返りを行っているため、再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン改定作業はもとより、制度設計や具体的な事業構築においても今の意見を踏まえつつこれまでの取組を振り返りながら進めていきたい。

宮下雅志委員

最後に述べるが、電力会社等が再生エネルギーを使って地元で事業を営もうとす

る動きもある。その中で、例えば以前発生した系統接続保留問題で立ち消えになっている事業も各地にはあるのではないか。その辺も含めて再度検証した上で、地産地消に係る取組やその後のフォローもぜひとも対応願うが、どうか。

エネルギー課長

同ビジョンの「第6 持続可能なエネルギー社会」に、系統の有効活用と記載している。再生可能エネルギーの普及拡大に伴って県内の系統が非常に逼迫しているが、これは再生可能エネルギーを推進する上で非常に重要な課題であるため、しっかり調整していかなければならないと思っている。この課題についても、改定ビジョンに新たに項目として盛り込んでいる。また、今日の新聞でも火力発電所の出力抑制について触れられていたが、使用量よりも発電量が多い場合は抑制しないと需給バランスが崩れて停電になってしまう。今後はそのようなケースが東北地方でも見込まれるだろうと報道されている。仕組みの部分については県、電力会社、送配電事業者とコミュニケーションをよく取っているが、その中でも県の考えをしっかりと伝えたい。また、制度について国に要望したり、送電網や蓄電池の有効活用など県として対応できる取組を今後考えていきたい。

宮下委員指摘の点は非常に重要なポイントだと思っているため、そのような仕組みの部分における検討もしっかり視野に入れて前に進みたい。

小林昭一委員

今回企画環境委員会所属となったため、この機会に述べておく。

先ほど企画調整部における内部組織、主たる事務事業の概要等について説明を受けたが、その中でも過疎法や過疎・中山間地域振興条例に関連して持続可能な地域振興の観点から質問する。

県内の町村は、人口減少や地方創生などで大変苦勞しているのが実情である。各町村にある公的機関や様々な産業、医療・福祉、教育等の幅広い分野の観点から述べると、県有の施設や財産があちらこちらに残っているが、昨今では変化が起きている。私はここ1年、県立高校改革関係で地元の様々な声を聞きながら活動してきたが、高校の統廃合によっては跡地が発生する。その跡地の利活用について教育庁に聞いたが、教育財産ではなく一般財産となるとの説明であった。では一般財産についてはどの部署に相談すればよいのか、財務関係の部署かと推測したが、施設の有効活用には土木も関係してくるため、自身もそうだが各町村が相談する先が固まっていない現状がある。

私の地元の話で恐縮だが、会津坂下町の中心部には、旧農業試験場会津支場の水田跡地が約2 ha ある。農業試験場が同町の郊外に移転し、その跡地が県有財産として利活用されないまま残土捨場となり、雑草が生い茂った状態で数十年経過している。坂下高校は大沼高校と統廃合される予定だが、福島県土地利用基本計画において坂下高校跡地の利活用はどのように位置づけられているのか。

企画調整課長

県立高校改革に伴う跡地の利用に関する施策について、まずは所在市町村等の意向聴取が第一段階であると考えている。このため、市町村が了承した場合は、窓口の教育庁や当部の企画調整課と地域振興課、そして高校所在地を所管する地方振興

局等による合同の該当市町村担当者との意見交換の実施を考えている。現在、既に一部地域では意見交換や跡地状況の視察などを進めている。地域ごとに実情も異なっているため、地域の声を丁寧に聞きながら跡地の利活用について検討を進めていきたい。

小林昭一委員

先ほど部門別計画等に関連して触れていた、新たな仕組みづくりや未来志向は否定しない。しかし、今まで利用していた土地や建物を今後どのようにするのか。処分するのであれば、県として処分を決定すればよいのではないか。また、町村から利活用の方法について声が上がった場合は、企画調整課長が説明していた内容を私も助言したいと思うため、その節はよろしく願う。

もう少し、地方や町村の苦勞の吸い上げに努めるよう要望する。

伊藤達也委員

国際教育研究拠点について聞く。福島イノベーション・コースト構想、特に研究開発、産業振興、人材育成を何としても成功させたいと思っている。先般開催された政府の復興推進会議において、特殊法人を法人形態とすること、そして研究における5つの研究分野が発表された。しかし、その中には福島イノベーション・コースト構想の重点分野である6項目のうちの航空宇宙が入っていない。例えば、JAXA等の研究機関が取り組んでいる飛行機の電動化や水素化などの分野では、本県がイニシアチブを取れることを期待しており、今定例会の知事説明でも、目玉となる研究内容等の具体化を国に求めていくと述べていたため、航空宇宙分野についても県としてぜひ求めてもらいたいが、どうか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島イノベーション・コースト構想における6分野のうち、航空宇宙は国際教育研究拠点の研究分野には含まれていないが、航空宇宙関連はロボットや放射線科学の分野にもまたがる内容であるため、研究においては何らかの関係があると認識している。

伊藤達也委員

特に航空宇宙の中でも、次世代航空であるドローンはロボット分野に含まれるのではないかと。また、空飛ぶクルマや無人飛行機等についても、ロボット分野の研究開発としっかり連携しながら航空宇宙産業の振興を図ってほしい。次世代航空の関係者と話すとき、広い空域があれば様々な企業が集まってくるとの声聞く。広い空域が日本に存在せずアメリカで研究開発を行っている日本の企業もあるため、そのような設備をいち早く整備するよう提案する。さらに、人材育成の部分では商工労働部の産業人材育成課や教育庁ともしっかり連携しながら取り組んでほしい。

世界最先端の人材育成も必要だが、やはり企業集積の観点では、集積する企業や地元企業の産業人材を本県からどのように輩出していくかが重要だと思っている。恐らく県内のほとんどの高校生は、福島イノベーション・コースト構想自体を知らないのではないかと。工業高校には詳しく知っている生徒が多いと思うが、普通高校においても本県には航空宇宙などの様々な分野があることや、将来その分野に関連した仕事に就けることを実感できるように、しっかり連携を取って進めるよう提案

する。

吉田英策委員

先ほどの質疑に続き質問する。前回の定例会で議決された5世帯に対する調停の申立ては行ったのか。

生活拠点課長

弁護士と委託契約を締結し、民事調停に係る申立書を作成してもらった。その申立書を簡易裁判所に提出している。

吉田英策委員

先ほどの説明では、セーフティーネット契約が31世帯であること、そして時効が迫っているためこのような手続を行うとのことだったが、今後この31世帯についても調停の申立てや裁判の提起を行っていくのか。

生活拠点課長

前回定例会と今定例会で提出した議案については時効到来が一つの理由であるが、全てが同じわけではない。まずは各世帯と話し合い、その内容に応じて協議が整わない場合は同様の対応を行うかもしれないが、全く同じではない。

吉田英策委員

調停の申立てにしても訴えの提起にしても、避難者を二重三重に追い詰めて苦しめることになるため、このように対応すべきではないと述べておく。

次に、今日の新聞では国土交通省の統計の書き換え問題について報道されているが、統計課はこの統計に関わっているのか。

統計課長

昨日と今日の新聞で報道された統計は、国土交通省の基幹統計である建設工事受注動態統計である。これは土木部が直接国土交通省から受託している統計であるため、統計課は直接関わっていない。

吉田英策委員

新聞報道がどこまで本当か分からないが、受注動態統計は2019年度まで複数年にわたり、県内の建設事業から選出された受注実績の調査票を国土交通省の指示に従い書き換えていたことが明らかになった。国の指示で書き換えたとのことだが、この統計はGDPにも反映される大事な統計であることを考えれば、県は国に対して毅然とした姿勢を見せるべきだったのではないかと感じたため質問した。

星公正委員

主たる事務事業の概要等について聞く。説明資料9ページに「福島県情報通信ネットワークシステム」の安定運用に努めるとともに、コンピュータウイルスや不正アクセスを監視及び防衛するためのシステム「自治体情報セキュリティクラウド」を市町村と共同で導入し、運用を行う」と記載があるが、安定運用に努めるとの文言が少し気になった。安定要素がなく、不安定な状況もあるのか。まして企画調整部は、今後庁内や県内のDXに取り組んでいく部署である。ネットワークが不安定でセキュリティにも弱い段階なのであれば、まずその辺を早急に改善しないとDXに取り組めないのではないかと。また、自治体情報通信セキュリティクラウドはどのような通信網なのか説明願う。

デジタル変革課長

福島県情報通信ネットワークシステムでは、通常のインターネット回線とは別途行政専用のL GWANネットワークという専用回線を設けており、国、県、市町村等の行政関係はネットワークを構築している。また、マイナンバー等の個人情報を扱うネットワークはさらに分離してセキュリティーの強化に努め、インターネット等からの不正なアクセスがないようしっかりと安定運用を図っているとの趣旨である。こうした安定的なネットワークの維持管理を行っている。

また、自治体情報セキュリティクラウドについては、L GWANネットワークだけでは対応できないインターネットによるメール等のやり取りが業務上どうしても必要であるため、インターネットの入り口に特別高度なセキュリティーを組み安全性を高める対策として、県と市町村が共同で契約しているサービスである。当該サービスは来年度に更新時期を迎えるため、更新に向けてしっかり構築していく。

宮下雅志委員

これから2年間は企画調整部と一緒に仕事をするが、企画調整部におけるこれまでの重要な課題の一つは、人口減少対策ではないかと思っている。福島県人口ビジョンやふくしま創生総合戦略、新たな総合計画の策定過程では、人口減少問題にも真正面からしっかり取り組んでいくとの思いで進めてきたものと推察する。地域の魅力創出や雇用確保、人口還流を呼び起こすために職員一丸で一生懸命取り組んできたと思うが、人口ビジョン策定以降の人口動態も含め、これまでの取組に対する企画調整部としての手応えを聞く。今後2年間共に仕事をしていく上での基本的な考え方として聞きたいため、よろしく願う。

復興・総合計画課長

人口減少対策については、当部としても非常に危機感を持ちながら取組を進めている。前回の定例会で議決された新たな総合計画においても、福島県長期総合計画審査特別委員会の中で人口減少対策の部分が特に問われたものと認識している。その計画でも触れているが、本県は令和2年国勢調査結果の人口等基本集計結果における都道府県別人口ではおおよそ中間に位置していることから、厳しい状況の中でも取組に対する一定の成果は出てきているのではないかと思っている。本県の総人口を2040年に150万人程度維持することを目指しているが、維持することはなかなか厳しいと考えている。当然県としても対策に取り組んでいくが、それだけでは不十分であり、市町村の力など想像以上の強い連携が求められてくるのではないかと感じている。

新たな総合計画の期間は2030年度までであるが、SDGsの取組期間も同じ2030年度までである。まさに今日の午前中、知事が会津学鳳中学校で新たな総合計画をテーマにした特別授業を行っており、本県の魅力を中学生から直接聞いている。人口減少を防ぐことはなかなか困難であるが、自分事として考えられる人材の育成や移住、定住など総合的に取り組むよう努めていきたい。

企画調整部長

今の説明に補足するが、人口減少対策は、今後20年で約30万人減少し、その後の20年でさらに約40万人減少するであろうとの推計を約30万人の減少に抑えて

いくことである。人口減少の克服には自然増対策と社会増対策があるが、特に自然増対策については全国的な給付対策を行わなければ、即効性を得るのは難しいと思う。

原子力災害、複合災害から 10 年 9 か月を経ているが、本県は日本で 3 番目に広大な面積を抱え浜・中・会津の地域がある中で各地域間、また浜通りの中でも全町避難を継続している自治体があるなど、地域によって復興の進度に差がある。その部分に対するきめ細かな状況の把握、そしてどのような対策を講じていくかは、先ほど触れたDXなどこれまでの価値感にとらわれないことが重要だと思っている。

企画環境委員会でも浜・中・会津の各地域から委員が選任されているが、それぞれの地元が抱えている課題や住民から日々多く寄せられる内容も非常に多岐にわたっていると思う。例えば原子力災害に関しても、短期間で強制避難させられて地域の担い手がなくなった、そして少子高齢化が一気に進んだ状況で広く人口減少対策が必要として捉えられるのではないか。この辺を含めそれぞれが直面する状況を総合した上での人口減少に対する対策としては、震災から 10 年が経過したからこそ、これまでの手法とは異なった、かつ今まで以上の創意工夫や知恵を出した取組を行っていかねばいけないと思っている。企画調整部は私を先頭に、その取組に全力で臨んでいくため、よろしく指導願う。

(12月17日(金) 生活環境部)

伊藤達也委員

福島県環境基本計画について聞く。良好な生活環境の確保や地球温暖化対策の推進のためには、循環型社会の形成と自然共生社会の形成を柱としつつ具体的な環境教育の推進が非常に重要になってくると思うが、環境教育の内容は「あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進」に盛り込まれているのか。資料1には記載がなかったが、環境教育をどのように捉えているのか。

生活環境総務課長

委員指摘のとおり、環境教育については「あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進」に盛り込んでおり、計画本体でいうと 59 ページ「(1) 環境教育の充実及び参加と連携・協働の推進」の項目で現状や課題、施策を記載している。

伊藤達也委員

持続可能な社会形成には環境教育の推進が非常に大事だと思うため、大項目にもしっかり盛り込んでもらいたい。

また、資料1の基本姿勢Iのうち「放射性物質による環境汚染からの回復」を学べるのがコミュタン福島だと思っている。昨日の企画調整部審査において、東日本大震災・原子力災害伝承館のバス補助に係る事業費について説明があったが、コミュタン福島でも小学生等を対象にしたバス補助を実施していたはずである。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響や対策等もあったと思うが、コミュタン福島におけるバス補助の実施状況を聞く。

環境共生課長

通勤バス補助については、今年度から補助対象を中学生まで拡大している。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、バス内の3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるために台数の増分についても補助するなどの対応を行ってきた。なお、今年11月末時点の補助件数及び補助額は、小学校が178件で約2,400万円、中学校が16件で約250万円である。

吉田英策委員

まず、資料2のふくしま男女共同参画プランについて聞く。基本目標に「女性の活躍の促進」と記載があるが、これからの女性進出は本当に重要だと思っている。新たな総合計画に係る審議の中では、県職員の管理職における女性の割合について、現況値が9.1%で目標値を12%とする3%の引上げではあまりにも低いのではないかと案じ議論した。当該プランの女性の活躍促進において、県の様々な意思決定の場や管理職に占める女性の割合をどのように引き上げていくのか。

男女共生課長

女性の活躍促進は、男女共同参画プランの基本目標に掲げている重要な目標であり、計画には項目として「女性人材の育成と能力発揮・活躍のための環境づくり」及び「意思決定過程における女性の参画の拡大」を記載している。

まず、女性の人材育成については、男女共生センター等での研修や講座を中心に、女性のエンパワーメントの推進に取り組みながら人材育成を図っていきたいと考えている。また、管理職登用を含めた女性の活躍には、女性が働きやすい環境づくりが重要と思う。環境づくりに当たっては、ふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性の登用や女性の意欲を高めて能力を発揮できる取組として、講演会や企業などにおける研修等の実施を促進しながら、組織トップの意識向上も図りつつ取組を進めていきたい。

次に、吉田委員指摘の意思決定過程における女性の参画の拡大については、同プランに掲げる施策の方向として「県自ら率先して職員の男女共同参画を推進します」とうたっており、また、同プランにおける県職員の管理職に占める女性の割合も、新たな総合計画に倣い令和12年度の目標値を12%以上と設定している。

管理職に占める女性の割合の向上については、総務部が策定している福島県職員男女共同参画推進行動計画に基づき取組を進めており、同計画では令和7年度までに12%とする目標値が設定されている。なお、8年度以降は新たな行動計画が策定されて目標値も新規に設定されるため、当部としては、まずは7年度までに県の目標値である12%を着実に達成するよう進行管理を行い、8年度以降も改定後の行動計画に沿って総務部と連携しながら目標達成に向けてしっかりと取り組んでいきたい。

吉田英策委員

男女共同参画プランの内容はそのとおりであり、進めなければならない施策であるが、各項目の具体化が重要である。目標の超過達成は問題ないと思うため、努力願う。管理職の女性登用では、採用時点の状況や女性が参加できる日常的な業務など、様々な環境上の問題を改善していかなければならないと思うため、ぜひ目標の超過達成を目指して尽力するよう願う。

次に、ふくしまユニバーサルデザイン推進計画について聞く。資料の「実践施策における推進分野」のまちづくりに「公共建築物、道路、交通機関、公園など社会的基盤の整備においてUDを推進」と記載がある。道路を歩いた際に段差があるなど、障害者が通るには不便な場所が非常に多い。健常者であっても危険な場所が多いため、一つ一つ解決していく点を大きな目標に掲げることが大事だと思うが、計画に基づいて具体的にどのように進めていくのか。

男女共生課長

この計画では、部局横断で全庁的にユニバーサルデザインを推進していくこととしている。まちづくりやものづくりについては、土木部や商工労働部等と連携して指標等を共有しながら取組をしっかりと進めていきたい。また、委員指摘の社会的基盤の整備がなかなか進んでいない状況の対応については、ユニバーサルデザインの推進に当たり本県では、多様性を尊重するところのユニバーサルデザインを大事にしており、ハードで対応できない部分は人の思いやりで対応していくとして以前から推進してきた。ソフトとハードの両面で、多様性社会の実現に向けてユニバーサルデザインの推進に取り組んでいきたい。

紺野長人委員

地球温暖化対策は、恐らく人類が取り組むべき最大の課題になると思っている。2050年まで地球がもつのかどうか、私はもたないのではないかとと思っているが、目標を立ててしっかりと取り組むことが重要である。例えば2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにする目標があるが、実質ゼロとは何か。分かりやすく述べると県内のCO₂の吸収量と排出量を等しくするとの意味だと思うが、県内の吸収量を明確にしておかなければ、2030年までのロードマップも作成しようがなく、いかげんになってしまうのではないかと危惧している。県内で吸収できるCO₂はどの程度の量なのか、数値が现阶段ではっきりしていなければ今後の課題として要望する。

環境共生課長

委員指摘のとおり、CO₂の吸収量と排出量を釣り合わせる実質ゼロ、カーボンニュートラルであるが、2018年度の森林吸収量は約130万tである。今後は排出量の急増はあまり考えにくいことから、吸収量を増やすべく森林の整備を進めるところである。現時点では、森林吸収量約130万tの維持も含め、県の実態等をしっかりと精査した上でロードマップの策定を進めていきたい。

紺野長人委員

県の取組を県民と共有していくためにも、ロードマップや年次計画へのグラフ類の提示などについても要望しておく。

星公正委員

福島県環境基本計画について聞く。資料1の基本姿勢の下部に、福島県環境創造センターによる施策の具現化と記載がある。同センターの役割が大切であるとの趣旨で記載したと推察するが、開館以降はコミュタン福島の入場者数程度しか聞いていない。同センターは開館からしばらく経過したが、施策への関与はどの程度か。

環境共生課長

同センターではモニタリングや調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流等を行っている。まず放射線計測の分野では、機器を背負って歩くだけで自動的に計測されて放射線マップが作成できるGPSを活用した歩行サーベイに係る研究や、トリチウムの計測では検出限界値を下げる研究を行っている。また、除染・廃棄物の分野では、河川敷における除染後の線量を継続測定しており、令和元年台風第19号の際に発生した越水等でもセシウムの数値が大きく伸びることはなかったことを確認している。さらに、環境動態の分野では、河川の水中や野生動物の体内の放射性セシウムの吸収状況等を調査研究するなどしており、市町村や県の事業へのフィードバックにも精力的に取り組んでいる。

星公正委員

これまでの取組内容は理解したが、環境基本計画に位置づけられた環境創造センターとして今後さらに取り組んでいくためには、研究施設として放射線関係に限らず、様々な環境施策に役立てる必要があるのではないかと。また、県として同センターの情報発信が足りないのではないかと。あれだけの施設で研究、試験を行っているのであるから、具体的な成果や施策に踏み込んだ内容をもっとアピールすべきではないかと思うが、どうか。

環境共生課長

同センターの取組については、10年間の中長期取組方針を定めている。今年度でフェーズ2が終了し、来年度から令和6年度までの3年間は仕上げであるフェーズ3に突入する。現在は、フェーズ3における研究テーマを詰めている状況であるが、例えば環境回復を環境創造にシフトしていくなどを検討していきたい。

次に、情報発信については、同センター県民委員会の委員からも同様の意見が出されている。それらを踏まえ、例えば地元三春町の広報誌にはより多くの内容を掲載してもらえよう段取っている。加えて、このコロナ禍でなかなか子供たちの来館が難しい状況であるため、バーチャルで同センターを見てもらう「おうちdeコミュニティ」を配信している。また、来場者には、工作などの体験型講座の実施に取り組んでいる。なお、報道機関に対しては積極的に情報提供を行っており、タイムリーな情報の提供についても、県民委員会から出た意見等を踏まえて対応している。

吉田英策委員

先ほどの紺野委員の質問に関連し、福島県地球温暖化対策推進計画について聞く。2030年度の削減目標である50%について、当初の45%に5%上積みしたとの説明があり、積極的でよいと思うが、上積みした理由を聞く。

また、2050年度の実質ゼロについては、先ほどの説明では排出量と吸収量がプラスマイナスゼロになれば実質ゼロであり、併せて森林吸収量は130万tとのことであった。直接排出量や間接排出量などがあり私もあまりよく分からないが、間接排出量で考えても1,500万t程度はあるのではないかと。それと比較しても130万tとは考えにくいと思うが、どうか。恐らく再生可能エネルギーなども考慮した結果の数値だと推察するが、実質ゼロの根拠となる排出量や吸収量、さらに再生可能エネルギーにより削減可能な量について、想定している数値があれば聞く。説明が難しいようであれば資料として提出してもらいたい。

環境共生課長

具体的な取組としては、ロードマップで森林吸収や再生可能エネルギー、省エネルギーに関する内容の記載を検討しているが、そのロードマップは現在作成中である。

生活環境部次長（環境共生担当）

今の説明に補足する。現在作成中のロードマップの中で、今後の排出量を推計値として示す予定であるが、現段階では推計値を示した資料がないため提出できないことを理解願う。なお、ロードマップは作成次第配付する予定である。

吉田英策委員

ロードマップの策定期間を聞く。また、5%上積みした理由についてはどうか。

環境共生課長

2030年度の削減目標50%は、2050年度の削減目標である実質ゼロの達成に必要な削減量から逆算して算出した削減値が50%であると考えている。現行計画の目標値は2030年度の45%削減であるため、それと比較して5%を上積み設定した。

なお、ロードマップは年度内の策定を目指して取り組んでいる。

宮下雅志委員

記者会見を開いて県民に謝罪した、災害救助法に基づく応急仮設住宅から直線距離で1km圏内を経由する計13バス路線についての事務処理の誤りについて聞く。被災地域生活交通確保維持計画を策定し、国の認定を受けてバス事業者に対して補助金を交付したが、補助要件を誤認しており、事務処理の誤りがあったとして公表されたが、その辺の経緯を詳しく聞く。

生活交通課長

まず、バス路線の補助について説明する。今回問題となったのは、複数の市町村をまたぐ広域バス路線である。補助制度は2種類あり、1つは全国的に適用されている通常補助制度、もう1つは今回問題となった被災地特例による補助であり、東日本大震災の被災地に対して特例的に設けられている制度である。福島市森合町には浪江町からの避難住民を対象とする応急仮設住宅があるが、国の補助要件では災害救助法に基づき供与している応急仮設住宅であること、その応急仮設住宅に実際の居住者がいることの2つの要件を満たすことにより被災地特例が適用になる。当該応急仮設住宅は令和2年3月31日で供与終了となったが、その後も居住者がいる状況を確認したため、事務処理を誤った。本来は供与期間終了の段階で被災地特例の補助制度も終了となるどころ、根拠を十分に確認せず入居者がいることで被災地特例も引き続き適用になると誤認した結果、そのまま事務処理を進めた。

この件については、今年9月に国土交通省東北運輸局から確認の照会があり、その過程で事務処理の誤りが発覚した。その後、国やバス事業者等と取扱いを協議し、方針が固まったため先日記者会見を開き公表した。

宮下雅志委員

内容は理解した。9月の時点で判明し、国やバス事業者等と協議した上で12月10日の記者会見で県民に謝罪したとのことだが、県議会に対してはどのような対応を取ったのか。併せて、出納や財政関係部署との連携状況も聞く。

生活環境部政策監

先週 12 月 10 日に公表したが、国からの問合せがあった 9 月以降は補助要綱の確認や国との協議を行っていた。庁内では出納や財政関係の部署と情報共有した上で、誤認に係る確認やその後の対応方法について検討を行ってきた。多額であり、また補助対象は民間の交通事業者だったため、できるだけ早く公表する必要があるのは承知していた。事実発覚から 12 月まで期間はあるが、法律等の見解もしっかり確認した上での最短時間である 12 月 10 日に記者会見を行った。全てを決定した上での公表ではないが、当部としては今回の案件が誤認によるものであることが間違いなく、それが事実であることを踏まえ、今後の進め方について記者会見で公表した。

なお、県議会への対応については、今後バス事業者との返還に係る協議を進めて金額や時期等を確定した上で損失補填分を次回定例会の補正予算に含めて計上したく、その際の常任委員会で審査願いたいと考えている。

宮下雅志委員

次の 2 月定例会で関係議案を提出予定とのことだが、この際述べる。県民に謝罪したが、県議会に対してはどうか。生活環境部を所管するこの企画環境委員会の冒頭で部長から何らかの発言があると思っていたが、全くなかった。私が一般的事項で質問しなければ、この定例会はスルーをしようとしたのではないか。今定例会の補正予算に計上しないからよいのではない。県民に対して事務処理誤りがあったとの事実を謝罪しており、かつ、今後の方向性としてバス事業者から返還を受け、その後の不足分は県に責任があるとして県費で補填することだが、返還額も約 7,500 万円と相当な額ではないか。つまり補填には県民の税金を充てるわけで、簡単にスルーができる問題ではない。過ぎたことで仕方がないが、私としては発生した事実をまず常任委員会できちんと説明してもらいたかったとの思いがある。

加えて重要な問題は、今定例会で採決予定の令和 2 年度決算の認定である。先ほどの説明では、9 月の発覚以降は出納や財政関係の部署と相談したとのことだが、例えば国から指摘はあったが事務処理誤りでない可能性があり、それは今後国と確認していく段階であれば、そのまま通すことも想定する。しかし、事務処理誤りがあったことをはっきりと認めている。その時点ではぎりぎり決算審査を行えたため、2 年度の普通会計を認定するのは我々にとって正直難しい。その辺について、もう少し関係部局と迅速に連携して決算審査特別委員会等で対応すべきだったのではないか。なぜこのような状況になったのか。

生活環境部政策監

まず 1 点、問合せがあった 9 月以降は国との確認作業を要しており、途中で決算審査特別委員会も開催されたが、その場で説明できる状況にはなかった。

もう 1 点、今回の補助金が令和 2 年度決算に当たるとの指摘はそのとおりであるが、決算関係を所管する出納局に確認すると、出納整理期間を過ぎており 2 年度決算は確定しているとの見解であった。ただし、今後は 2 年度に起因する歳入が返還の形で発生することが見込まれるが、補正予算で損失補填を計上する歳出も含めて、可能な限り 3 年度中の対応を行うよう考えている。そうすると 2 年度中の決算は完了しており、今後の対応に係る会計処理は 3 年度中に発生予定であることから、翌

年度の決算審査特別委員会において審査されると認識している。確かに、決算審査特別委員会と事実確認の時期はほぼ同じだったが、同委員会開催中は内容を確定できず国との協議中であった。その2点が当部としての現在の認識である。

宮下雅志委員

今後の支出分については、まさに政策監が述べたとおり今後の審査対象であるが、令和2年度に事務処理誤りがあったという事実は、2年度の歳入歳出に含まれる。出納整理期間は終了しており動かないが、その2年度における歳入歳出の内容を審査するのが決算審査特別委員会の役割である。2年度の会計処理が適正になされているか、何が発生したかを審査する立場である。2年度の4～9月までの補助金支出に誤りがあった事実は残っており、それを審査するのは決算審査特別委員会である。政策監が述べたとおり、今後の歳入歳出に係る動きは次年度以降の決算審査特別委員会における審査の対象であるが、2年度中の誤った会計処理については今年度の同委員会で審査して結論を出さなければならない。ここで述べても遅いが、事実が発覚した時点で今年度の決算審査特別委員会に何とか間に合うように対応してもらいたかったと思っている。

もちろん今後の収入や支出に係る審査は重要だが、決算審査特別委員会では決算が適正であったかを審査するため、完了しているから次年度以降でよいとの理屈にはならない。その辺を理解してもらえないのが少々残念だと思うが、何かあれば聞く。

生活環境部長

まず、今回のバス事業者に対する補助事業の事務処理誤りは、本来あってはならない事務処理であり、改めて委員に深くおわびを述べる。大変申し訳ない。

政策監の説明と重複するが、生活環境部としては国からの問合せを受けて調査する中で、まず第一には当該処理について何らかの対応ができないか国と協議を行っていた。その結果、令和2年度の補助金について対応はできないとの国からの結論が出たのが、10月末から11月の時期であった。先ほど政策監も述べたように、決算審査特別委員会での説明とは時期が合わなかった実態があるのは事実である。

しかし、当部としては今回のような事案を二度と発生させないためにも再発防止にしっかり取り組み、そして再発防止に向けた取組の中で必要な対応については、改めて丁寧に説明しながら審査について理解願いたいと考えている。生活環境部が一丸となり、今後は同様の事案が発生しないよう複層的なチェック体制の確立を改めて、私を先頭にしっかりと取り組んでいきたい。

青木稔委員

この問題は、決算審査特別委員会関連ではないか。説明された内容は理解した。

円谷健市委員

決算審査特別委員会で議論があったとは思いますが、県は事務処理誤りの事実を認めているのだから、もう少し真摯に取り組めばよかったのではないか。先ほど宮下委員も述べたが、委員側から質問されなくてもこの場で説明があるのではないかとの思いが私にもあり、説明がなかったため違和感を覚えた。もう少し丁寧な対応はなかったのか。生活交通課から提供された資料の内容で大体は分かるが、本当ならば

事前に説明の機会を設ける等の対応があればよかったのではないかと考えている。議会軽視とまでは言わないが、そう受け止めざるを得なかった。先ほど生活環境部長から説明はあったが、あえて意見を述べた。

紺野長人委員

決算審査特別委員会の審査は終了しているが、国費の誤った支出が判明していながら決算を認定してしまうと、その後に発生するであろう補填分の県費支出に係る根拠を失ってしまうのではないかと。理論上はそうになってしまう。この委員会としては、今後の事務処理上発生するであろう支出に係る何かしらの根拠を明確化しておく必要があると思うため検討願う。

説明が分かりにくかったようなので再度述べるが、誤って支出した国費を含む決算を認定してしまうと、その事後に発生する県費補填の根拠は失うはずではないか。決算が完結しているわけであるから、支出に対する明確な根拠が必要かと思う。決算認定後ではなく、認定前に事実が判明したわけであるため、その部分について検討願う。

高宮光敏委員長

ただいま各委員から貴重な意見をもらった。この件については私も委員長として事前に話を受けたが、今日の委員会開催で私からも触れるべきであり、私自身にも責任があると思う。この件については、各委員の意見を真摯に受け止めながら、可能な限りの対応や説明をしてもらいたいためよろしく願う。

吉田英策委員

何点かあるが、まずは小野町の一般廃棄物最終処分場について聞く。県は関係市町村に意見を求めているが、その市町村名及び上がっている意見の内容を説明願う。

一般廃棄物課長

意見を求めている関係市町村は、最終処分場が立地する小野町やいわき市、三春町、田村市、そして田村の一部事務組合である。また、いわき市や利害関係者から意見が出ているが、主な意見としては、処分場から出る処理水の放流先がいわき市の水道水源でもある夏井川となっているため、その影響を懸念する内容である。

吉田英策委員

いわき市等から心配する意見が上がっているとのことだが、多くのいわき市民が飲料水の取水源である夏井川の汚染を心配している。同時に、近年の地球温暖化が起因であろう集中豪雨に係る対策についても、現在の整備状況では不十分であり、集中豪雨による大量の汚染物質の川への流出も心配している。最終処分場の変更許可申請に当たり、集中豪雨対策は審査の対象になるのか。

一般廃棄物課長

審査に当たっては、集中豪雨など最も厳しいコンディションまで想定しており、そのコンディションにおける処分場の状況を想定した審査を行っている。委員指摘の点も含め、専門家の意見等も踏まえながら県として判断していく。

吉田英策委員

当該最終処分場は設置から約 20 年経過する施設であり、いわき市では老朽化が著しいとの指摘もしている。集中豪雨対策や老朽化対策、そして何よりいわき市民

の多くが心配し反対しているため、ぜひとも県はいわき市民の思いを酌んだ上での判断を願う。生活環境部長はいわき市の副市長を長く経験していたため、いわき市民の思いをよく理解しているのではないかと考えている。

次に、双葉町の準備宿泊に関連して聞く。今年 10 月頃かと思うが、準備宿泊のために除染を行ったところ、基準値を超える線量が確認された。そのため改めて除染を行うこととなり、準備宿泊も 1 か月程度延期したはずである。除染してもなかなか線量が低減されないとなると、除染の方法に問題があるのか。それとも、特定復興再生拠点区域に限定した除染だけでは不十分なのか。その点について、県はどのように判断しているのか。

除染対策課長

双葉町を含めた帰還困難区域における特定復興再生拠点については、環境省が除染を進めている。今年 9 月末時点における除染の進捗状況だが、双葉町の場合は約 87%となっている。

委員指摘の除染方法だが、もともと帰還困難区域は線量が高い地域であり、環境省が地元の実情や現場の特性も加味しながら除染を進めている。除染方法として、まずは建物の解体も含めて特定復興再生拠点内の除染を進めるが、その中でも拠点外に面している部分や森林付近の林縁部分等は、地域的な特性上どうしても 1 回の除染では線量が下がらないところもある。その点を含め国が町の状況を聞きながら、現場の状況に合わせて必要なフォローアップ除染も実施して線量の低減化を図っている。

双葉町については、来年 1 月 20 日から準備宿泊を予定して除染を進めているところであり、その準備宿泊に影響がないよう県としてもしっかりした除染の実施を国に求めている。

吉田英策委員

県民が安心して地域に住むために、国が行うものであってもしっかりした除染を求めていくよう願う。

最後に、部長説明で触れていたイノシシに関連して聞く。10 月末時点のイノシシ捕獲頭数は、昨年度の同時期と比べて約 4 割と大きく減少したとの説明であった。確かに掘り起こし等の痕跡が少なくなったとの声も聞いているが、約 4 割減をどのように評価しているのか。

また、議案第 14 号に関連して、ツキノワグマの出没地域が広がっているようだが、どのような被害状況なのか。

自然保護課長

イノシシ捕獲頭数の減少要因については専門家からも意見を聞いているが、1 番は近年の捕獲の強化が挙げられる。加えて昨年度はイノシシの餌となるブナなどの堅果類の凶作や多雪も影響していると考えられる。また、生息地域の移動や豚熱などを含め様々な要因が考えられるが、確固たる要因は不明である。専門家曰く、イノシシの生息頭数は年次変動が大きいとのことであり、決して油断せず状況を注視してしっかり対策を講じていきたい。

次に、ツキノワグマについて、従前はあまり目撃されなかった阿武隈高地におい

て近年出沒が確認されている。今年度は福島県ツキノワグマ管理計画の見直しを行っており、その中で専門家から阿武隈高地におけるツキノワグマ出沒についても課題の一つであるとの意見が出ている。その部分を含め、引き続き専門家の意見を得ながら管理計画の改定作業を進め、対策について検討していきたい。